

医療的ケア児及びその家族 に対する支援について

令和5年3月1日

健康福祉部 福祉事務所 障害支援課

1. 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」制定に至る経過・背景

たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」は、新生児医療の進歩などを背景に増加傾向にあり、現在全国に約2万人いるといわれていますが、そうした子どもを預かる施設は極度に不足し、結果として、専ら保護者がケアを担うことになり、就労の機会を失っている実態がありました。施設で医療的ケア児を預かるためには、ケアに対応できる専門人材の配置や環境整備などが必要ですが、従来の障害児福祉制度は、医療的ケア児を想定して設計されていないことから、2016年に児童福祉法の改正、2018年に障害福祉サービスの報酬の改定が行われました。

しかし、それだけでは対応が不十分であり、医療的ケア児への支援拡充に向けては新たな法制定が必要として、超党派の議員立法として医療的ケア児支援法案が成立したものです。

2. 法律の概要（令和3年法律第81号 令和3年6月18日公布・9月18日施行）

（1）目的

医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともに、その実態が多様化し、医療的ケア児の心身状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることを鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

（2）医療的ケア児の定義

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

(3) 基本理念

- ① 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- ② 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援

※医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等

- ③ 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- ④ 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- ⑤ 居住地にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

(4) 責務について

- ① 国の責務…医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を総合的に実施
- ② 地方公共団体の責務…国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施
- ③ 保育所の設置者等の責務…在籍、利用している医療的ケア児に対する適切な支援の提供
- ④ 学校の設置者の責務…在籍している医療的ケア児に対する適切な支援の提供

(5) 支援措置について

① 国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備
- 情報の共有促進
- 広報啓発
- 支援を行う人材の確保
- 研究開発等の推進

② 保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援→看護師等の配置

③ 医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

3. 本市における状況について

本市においても、医療技術の進歩に加え、新生児を含む小児科領域においても高度医療を施す関西医科大学付属病院や二次救急医療を担う市立ひらかた病院をはじめとした小児科医療体制がある一方、治療を終えた後も、人工呼吸器の管理、たんの吸引や経管栄養等、退院後も医療的ケアが必要な児童が増加しており、また、そうした児童の保護者からは支援の充実等の要望が寄せられてきたところです。

障害福祉サービスの利用の際に行う障害支援区分の認定調査項目では、「特別な医療に関連する項目」として、「点滴の管理」「中心静脈栄養」「透析」「ストーマの処置」「酸素療法」「レスピレーター」「気管切開の処置」「疼痛の看護」「経管栄養」「モニター測定」「じょくそうの処置」「カテーテル」の項目が「ある」となっているものを医療的ケアが必要な者としているが、それらの医療行為・処置等のうち、人工呼吸器管理や気管切開、吸引、経管栄養など生命にかかわるものを利用している児童は80名に至っています。

(令和4年8月現在で把握している数)

4. 本市での取り組み

平成31年3月に発出された都道府県知事・各指定都市市長・中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長名通知「医療的ケア児等総合支援事業の実施について」に基づき、福祉事務所において以下の事業を実施してきたところです。

(1) 医療的ケア児等支援事業 (令和4年度予算 2,702,000円)

① 枚方市医療的ケア児等支援連絡会議の設置

(目的) 日常的に医療的ケアが必要な児童等が在宅生活を送る上で関係する支援機関が緊密に連携できるよう、地域の課題や対策について情報共有、意見交換を行うもの。

(参画機関) 医師会、歯科医師会、医療機関、交野支援学校、枚方市自立支援協議会、事業者団体、市関係部局
(保健、福祉、教育、保育)

② 医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケアが必要な障害児等の支援ニーズや家族からの相談を受け止めるとともに、医療、保健、教育、保育、福祉等の支援やサービス等総合的に調整するもので、基幹相談支援センター1か所に1名配置

また、障害児通所支援事業所における医療的ケア児の受け入れ態勢の拡充を図り医療的ケア児の通所先の確保並びに利用促進を図ることを目的に、市独自事業として以下の事業を実施しています。

(2) 医療的ケア児等通所支援事業 (令和4年度予算 11,979,000円)

人工呼吸器の使用や経管栄養などにより、日常的に医療的ケアが必要となる医療的ケア児等が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所は限られているため、通所先の確保、支援の強化策として、新たに看護師を配置し、市内在住の医療的ケア児等を受け入れる市内の事業所に対して、1事業所あたり1名の看護師を対象に、勤務した日1日につき基準額（日額8,680円）以内の額を補助し、受入れ体制の拡充を促進するもの

5. 参考資料

(1) 18歳未満の手帳所持者の状況 (2022年3月末時点)

①身体障害者手帳

身体障害者手帳	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
肢体不自由	97	24	17	4	5	1	148
視覚障害	4	1	0	1	1	1	8
聴覚・平衡機能	2	13	11	5	0	6	37
音声言語	0	0	2	2	-	-	4
内部障害	40	1	11	9	-	-	61

②療育手帳

療育手帳	A	B 1	B 2	計
	335	165	644	1144

③精神障害者保健福祉手帳

精神障害者 保健福祉手帳	1級	2級	3級	合計
	2	58	268	328

(2) 障害児支援サービスの支給決定の状況 (令和3年度)

区 分	支給決定人数
障害児相談支援	354
児童発達支援	363
放課後等デイサービス	1020
居宅訪問型児童発達支援	-
保育所等訪問支援	163

※左記サービス以外にも、ホームヘルプ・ショートステイなど障害福祉サービスや、地域生活支援事業における障害児通学支援、補装具給付、日常生活用具給付など各種サービスによる支援を実施。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

支 援 措 置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討